

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

市区町村長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号																																					
		フリガナ											宛名番号																																					
		氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名																																				
		個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電話	内線 ()																																				
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法																																	
	氏名																	円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																									
	生年月日	年 月 日																								円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																	
	個人番号																																	円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									
	受給者番号																																									円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日 現在の住所																																																	円
異動後の 住所											円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 (事由・理由)																																	

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から			
	所在地	〒										徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ											受給者番号	_____		
	氏名又は名称											担当者連絡先	所属 氏名	_____	
												電話	内線 ()	_____	
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、			
理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												月 日	円

3. 普通徴収の場合												※市区町村記入欄	
理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため											
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため											
		3. 死亡による退職であるため											

御注意
4 3 2 1
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。